

～いま、輝いて生きるために～

「 徳島版予防教育 」

平成25・26年度、鳴門教育大学予防教育科学センターと連携し、「いじめ等問題行動の予防に関する研究指定事業」を実施してきました。児童の自己信頼心やよりよい人間関係の向上が見られ、学校が楽しく、教育活動に満足する度合いも高まる等、大きな成果をあげてきました。

平成27年度から、これらの有効なプログラムを活用し、「徳島版予防教育」を県下全域に普及していくことを目的として、本事業を実施しています。

徳島版予防教育

【 対象 】

公立小学校3～6年生、中学校1年生

【 教育プログラムと期待できる効果 】

- 自己信頼心(自信)の育成 → 自分への自信と他人への信頼心が高まる
- 感情の理解と対処 → 自分と他者の気持ちの理解と対処する力が高まる
- 向社会性の育成 → 相手の気持ちがわかり、共感し、援助できるようになる
- いじめ予防 → いじめをなくすための援助行動ができるようになる

【 実施方法 】

- ・事業を希望する学校に予防教育科学センターの講師を派遣し、助言や指導を受けながら教育プログラムに沿った授業を行う。
- ・教育プログラムの計画は、4時間・7時間・8時間の中から選択可能。
- ・実施学年と教育プログラムは、予防教育科学センターと相談の上、決定する。
- ・複数学年での実施も可能。
- ・講師と円滑な連携を図るため、実施校には1名以上の予防教育コーディネーターを置く。
- ・はじめの1時間のみ、予防教育科学センターの講師による模範授業を実施することができる。残りの授業は、学級担任または学校の担当教員が行う。
- ・授業に必要な全てが入った授業用DVD(無料)を受け取り、予防教育科学センターから必要な支援を受ける。
- ・指導案や板書計画、教材等授業の準備をする。
- ・目標に合わせ、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の授業で実施する。

児童生徒のいじめ等の問題行動や自殺につながる
おそれのある心身の病気等の予防に資する

※ぜひ一度、お問い合わせください。当事業を希望される場合は、
授業実施2ヶ月前までに御連絡ください。

<問い合わせ先>

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県教育委員会人権教育課 いじめ問題等対策室
TEL 088-621-3143 FAX 088-621-2885

<鳴門教育大学 予防教育科学センター>

TEL 088-687-6612 FAX 088-687-6604
メールアドレス prevent-ctr@naruto-u.ac.jp

「徳島版予防教育」実施要項

1 目的

子どもの認知力や適応力等の機能の発達は、感情の原型である「情動」の動きが基礎であり、いじめ等の問題行動も「情動」の発達におけるひずみが極めて重要な因子の一つと考えられる。教育現場では、発達障がいや家庭環境等複雑な要因が関係して起こる子どもの問題行動に対して、従来の生徒指導の枠組みだけでは対応が困難であり、科学的根拠に基づく対応の重要性が増している。

このため、鳴門教育大学予防教育科学センター(以下「予防教育科学センター」という)の知見を活用し、公立小学校及び中学校(以下「小学校等」という)において、全ての児童生徒の自律性(自分への自信, 他人への信頼, 内からのやる気からなる複合性格)と, 対人関係性(対人関係を円滑にするもろもろの行動をもたらす性格)等の育成を図り, いじめ等の問題行動や心身の健康に関する問題等の発生の予防を目的として, 「徳島版予防教育」(以下「予防教育」という)を実施する。

2 事業の内容

- (1) 予防教育を希望する小学校等へ、予防教育科学センターの講師による授業教材やサポートの提供、学校への講師の派遣等を行い、児童生徒に予防教育を実施する。なお、授業は当該学校の教員が行うものとする。
- (2) 講師は、予防教育科学センターにおいて予防教育に携わり、高度に専門的な知識を有する者とする。
- (3) 授業で実施する教育プログラム及び対象学年は、児童生徒の実態に応じ、下表の中から一つを選択する。ただし、複数の教育プログラムを実施することも可能とする。

対象学年 教育プログラム	小学校 3年生	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生
①自己信頼心(自信)の育成	○	○	○	○	○
②感情の理解と対処の育成	○	○	○	○	○
③向社会性の育成	○	○	○	○	○
④いじめの予防教育	○	○	△	△	△

- (4) 実施する授業計画は、4時間、7時間、8時間のいずれかとする。
- (5) 教材は実施校で作成するほか、授業者等が予防教育科学センターにおいて、講師の指導助言を受けて作成するものとする。
- (6) 予防教育を実施する学校は、講師との円滑な連携を図るため1名以上の予防教育コーディネーターを置くものとする。
- (7) 予防教育を実施する学校については、実施前に、理論的背景を説明した「理論編」と、実際の授業の様子を記録した「方法編」の2本のDVDの貸出しを行う。
- (8) 実施校名とコーディネーターの氏名を予防教育科学センターのWebサイトに掲載

し、公開するものとする。

(9) 事業実施期間は、平成30年5月1日から平成31年3月31日までとする。

3 事業の申込み及び報告手続

- (1) 事業を希望する学校は、事業を開始しようとする2か月前までに、徳島県教育委員会人権教育課いじめ問題等対策室担当（以下「担当」という）へ電話連絡し、その旨を伝えるものとする。
- (2) 担当は、予防教育科学センターと日程等の調整を行い、事業実施の可否を決定した上で、その旨を当該学校に連絡する。
- (3) 事業実施が決定した市町村立学校においては各市町村教育委員会を通じ、また、県立学校においては直接、徳島県教育委員会人権教育課長へ、「申込書(様式第1号)」を提出するものとする。
- (4) 予防教育科学センターから講師の派遣を受けた学校は、派遣後10日以内に「講師派遣報告書(様式第2号)」を(3)と同様の方法により提出するものとする。
- (5) 事業が終了した学校は、10日以内に「実施報告書(様式第3号)」を(3)と同様の方法により提出するものとする。なお、その際に児童生徒の授業に対する感想等を1部添付するものとする。

4 費用

講師派遣に要する経費は、県教育委員会が予算の範囲で負担する。

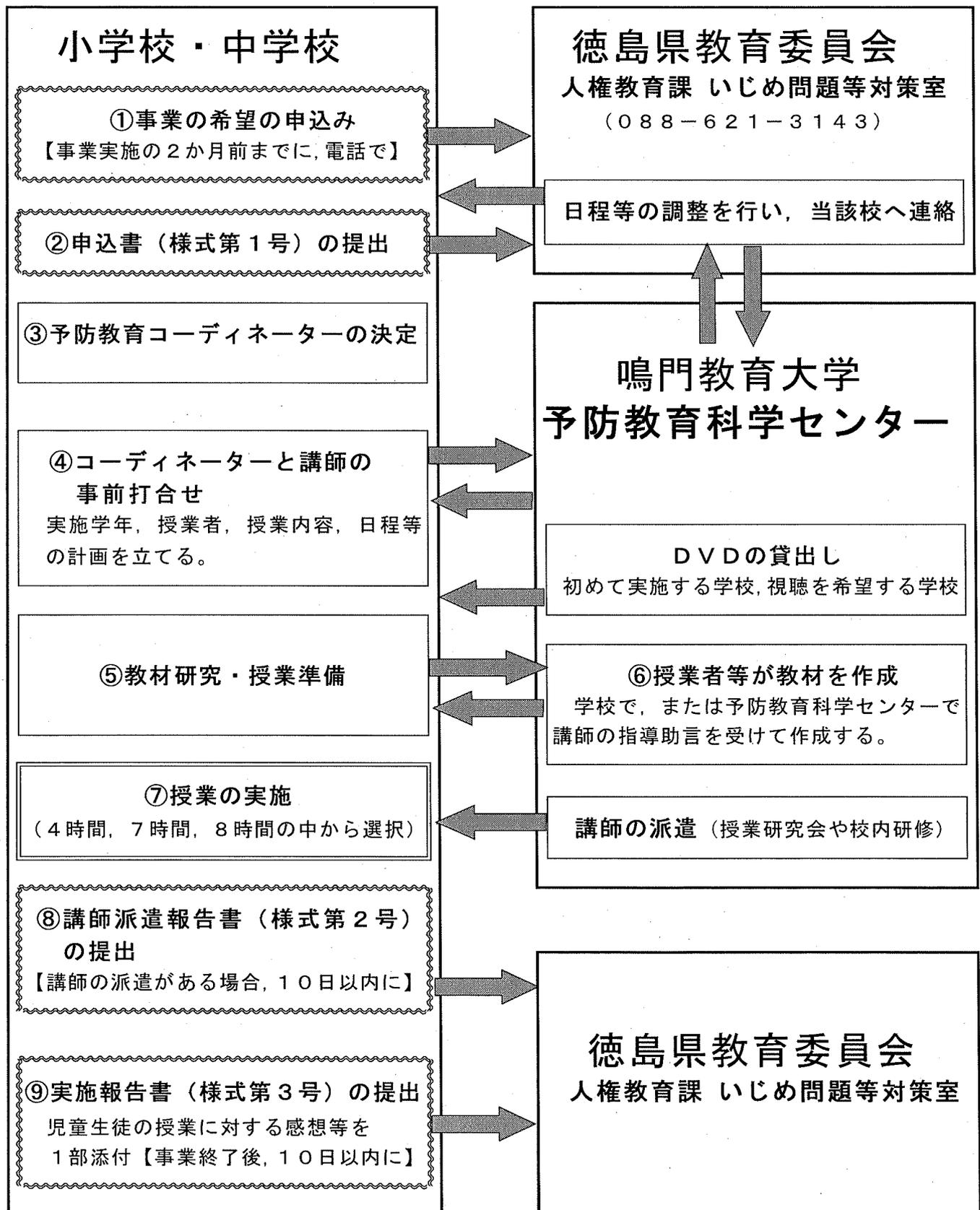
5 是正措置

県教育委員会は、学校長による予防教育の実施内容が趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。

6 雑則

この要項で定めるもののほか、予防教育の実施に関し必要な事項については、県教育委員会が別に定める。

実施手順フローチャート



【様式第1号】

平成 年 月 日

徳島県教育委員会人権教育課長 殿

学校名
校長名

印

徳島版予防教育 申 込 書

徳島版予防教育の実施を申し込みます。

1 対象学年と人数

--

2 授業(予定)者名

--

3 学校の予防教育コーディネーター(予定)者名 [代表の職名・氏名]

--

【様式第2号】

平成 年 月 日

徳島県教育委員会人権教育課長 殿

学 校 名
校 長 名

印

徳島版予防教育 講師派遣報告書

1 派遣日時

平成 年 月 日 (曜日)
時 分 ~ 時 分

2 講師名

※複数いる場合は、全員のお名前をお書きください。

3 対象学年
又は
対象者

人

4 内 容 ◇授業内容や授業研究会、校内研修の概要等について簡潔にお書きください。

【様式第3号】

平成 年 月 日

徳島県教育委員会人権教育課長 殿

学 校 名
校 長 名



徳島版予防教育 実施報告書

1 実施期間

~

2 対象学年

年 人

3 内 容 ◇授業内容（時数・学年・授業者・実施プログラム・児童生徒の変容等）について簡潔にお書きください。

--

※授業後の児童生徒の日記や感想文等のコピーを1部添付してください。